

## 水中ガイドの原則

水中ガイドは、利用者の必要に応じて、海域の情報提供、ダイビング計画の提案、安全なダイビングのためのアドバイス(助言)やサポート(支援)を行います。海域の情報提供では、その海域の特徴や楽しみ方などの解説を、ダイビング計画の提案では、原則として、ダイビングポイント、エントリー・エキジット方法、潜水時間や深度、たどるコースの説明などが含まれます。安全なダイビングのためのアドバイスやサポートは、利用者が認定を受けた自立したダイバーであることを前提として行うものであり、積極的に利用者の行動を監督して、その安全を確保する責任を担うものではありません。具体的には、体調・海況の判断、器材の装備と調整、潜降・浮上の管理、中性浮力の維持、深度・滞留時間の管理、残圧の管理、バディシステムの実施など、基本的なダイビング知識やスキル(技術)の活用は、利用者自身の責任で行うものであり、水中ガイドが管理する責任を負うものではありません。

また、ファンダイビングへの参加中、安全ルールに反する行為、社会通念を逸脱した行為などの、もっぱら利用者の責に帰すべき行為によって生じた結果については、水中ガイドがその責任を負担するものではありません。なお、他の利用者ないしは本人の安全を脅かすおそれのある行為があったときには、安全確保のための緊急措置をとるかガイドサービスを中止する場合があります。

私はこのファンダイビング参加申込書に記載された事項をよく読み、内容を十分理解し、すべてを了解したうえで参加を申し込みます。また、水中ガイドサービスを利用するにあたって、以下のことを確認するとともに、ダイビングの安全ルールを守り、バディとグループ全体に危険を及ぼすことのないよう協力することを誓約します。

- (1) 私はダイビングの認定証の保持者として、また過去のダイビング経験を通して、ダイビングの潜在的な危険性について十分な認識を持っており、同時に、それらの危険を回避するための安全ルールを修得しています。
- (2) 私は自立したダイバーとして、水中ガイドから海域の情報提供、ダイビング計画の提案、アドバイスやサポートの提供を受け、自分自身の最終的な判断のもとに安全なダイビングを実施できる資格と能力を持っています。
- (3) 私はこのファンダイビングにおいて、水中ガイドが、利用者の行動を監督し、安全を確保する責任を持つものではないことを十分理解しています。

署名	(署名した日付が申込日となります。)
	日付 20 年 月 日
保護者の署名 (18歳未満の方は、保護者の方の署名が必要です。)	
	日付 20 年 月 日

この申込書は、経済産業省認可スクーバダイビング事業協同組合の標準モデル書式に基づいて作成しています。